

地域保健にかかる 人材確保・育成について

1. これまでの検討状況について

1. これまでの検討会の報告

H1.2	医療ソーシャルワーカー業務指針検討会報告書(医療ソーシャルワーカー業務指針検討会)
H5.7.9	地域保健対策の基本的なあり方について意見具申(厚生大臣宛公衆衛生審議会総合部会)
H5.7.5	地域保健対策の基本的な在り方について(地域保健基本問題研究会)
H11.8.12	地域保健問題検討会報告書(地域保健問題検討会)
H13.3	地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～ (地域における健康危機管理のあり方検討会)
H15.3	地域保健従事者の資質の向上に関する検討会報告書 (地域保健従事者の資質の向上に関する検討会)
H16.3	保健所長の職務の在り方に関する検討会報告書(保健所長の職務の在り方に関する検討会)
H17.1	公衆衛生医師の育成確保のための環境整備に関する検討会報告書 (公衆衛生医師の育成確保のための環境整備に関する検討会)
H17.5	地域保健対策検討会中間報告(地域保健対策検討会)
H19.3	地域職域連携推進事業ガイドラインー改訂版ー(地域・職域連携支援検討会)
H19.3	市町村保健活動の再構築に関する検討会報告書(市町村保健活動の再構築に関する検討会)
H19.3	公衆衛生医師の育成確保のための環境整備評価委員会報告書 (公衆衛生医師の育成確保のための環境整備評価委員会)

これまでの検討(1)

- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備に関する検討会(H16)
 - ✓ 研修計画の策定
 - ✓ 人事交流等を通じた人材育成の充実
 - ✓ 保健所への医師複数配置等の対策
 - ✓ 公衆衛生医師職務の普及啓発

これまでの検討(2)

- 地域保健対策検討会(H17)
 - ✓ 健康危機管理対策で公衆衛生医師の専門的知識に基づく判断と決断が重要
 - ✓ 国、地方公共団体、医育機関等関係団体による育成・確保のための努力

これまでの検討(3)

- 公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会(H19)
 - ✓ 育成・確保のための環境整備状況評価票等による調査を実施
 - ✓ 育成・確保推進の参考事例を収集

指摘された課題

- 公衆衛生医師の地域医療体制の構築における活動事例、保健所における効果的な卒前実習・臨床研修プログラム等の情報収集と情報提供
- 人事交流の進め方について情報の共有
〔市⇔市、市⇔県、市・県⇔国(出先機関も含む)〕
- 公衆衛生医師確保推進登録事業の効果的な運用
- 県型保健所、政令市型保健所の役割や連携のあり方について検討する必要
- 保健所支所の位置づけの現状を踏まえ対応の検討が必要
- 地域保健法における「地域保健対策の推進に関する基本的指針」の改訂も含め実情に即した見直しの検討が必要

平成19年公衆衛生医師の育成・確保のための環境整備評価委員会資料より

2. 現状について

公衆衛生医師とは？

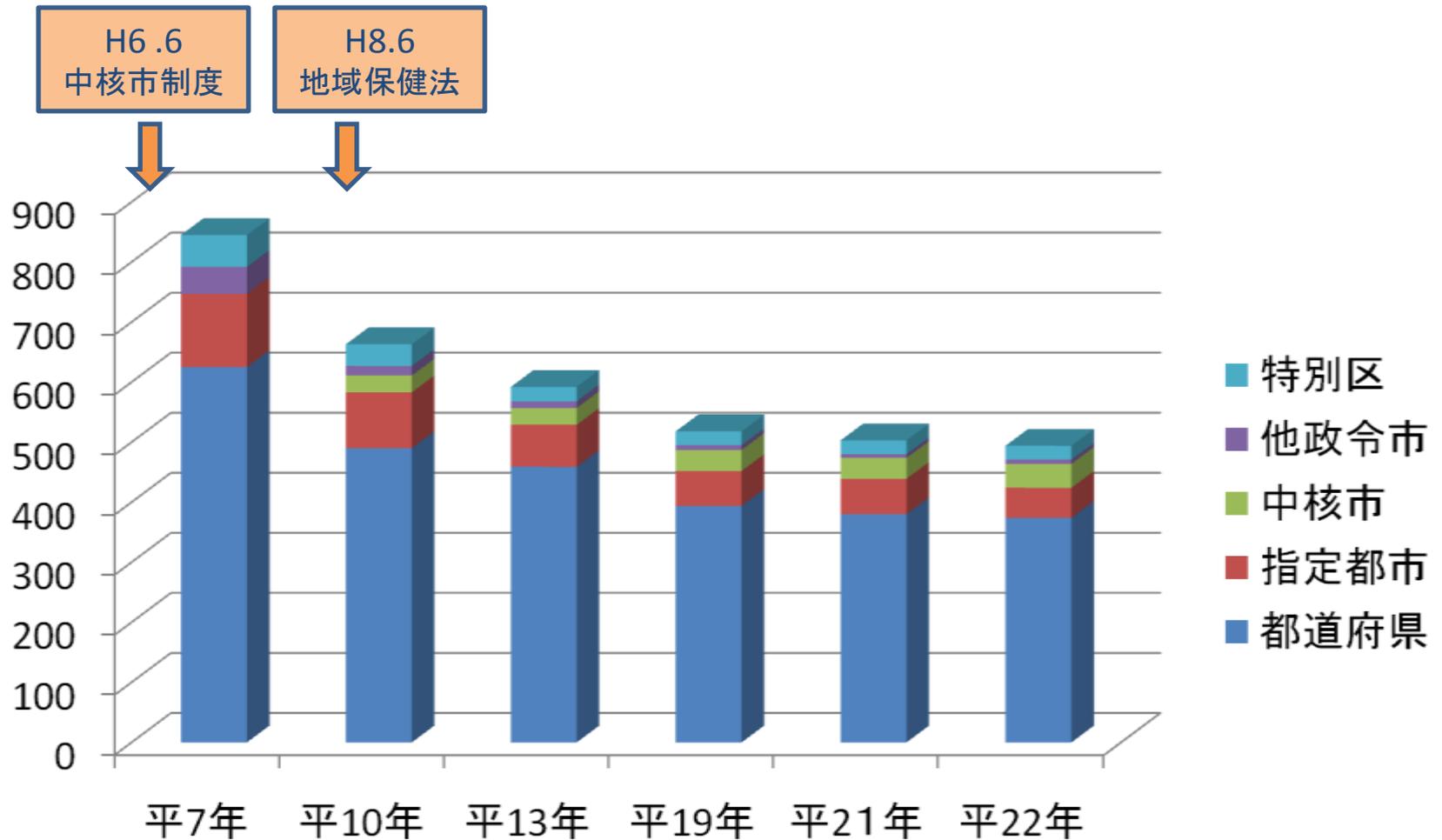
- 地方公共団体（都道府県本庁、保健所、地方衛生研究所等）
- 上記各機関の他、医療機関、その他の施設において、公衆衛生業務に従事している医師
- ただし、この検討会では、ニーズの割に数が少ない**保健所に勤務する医師**を中心に考える



今もなお不足している！

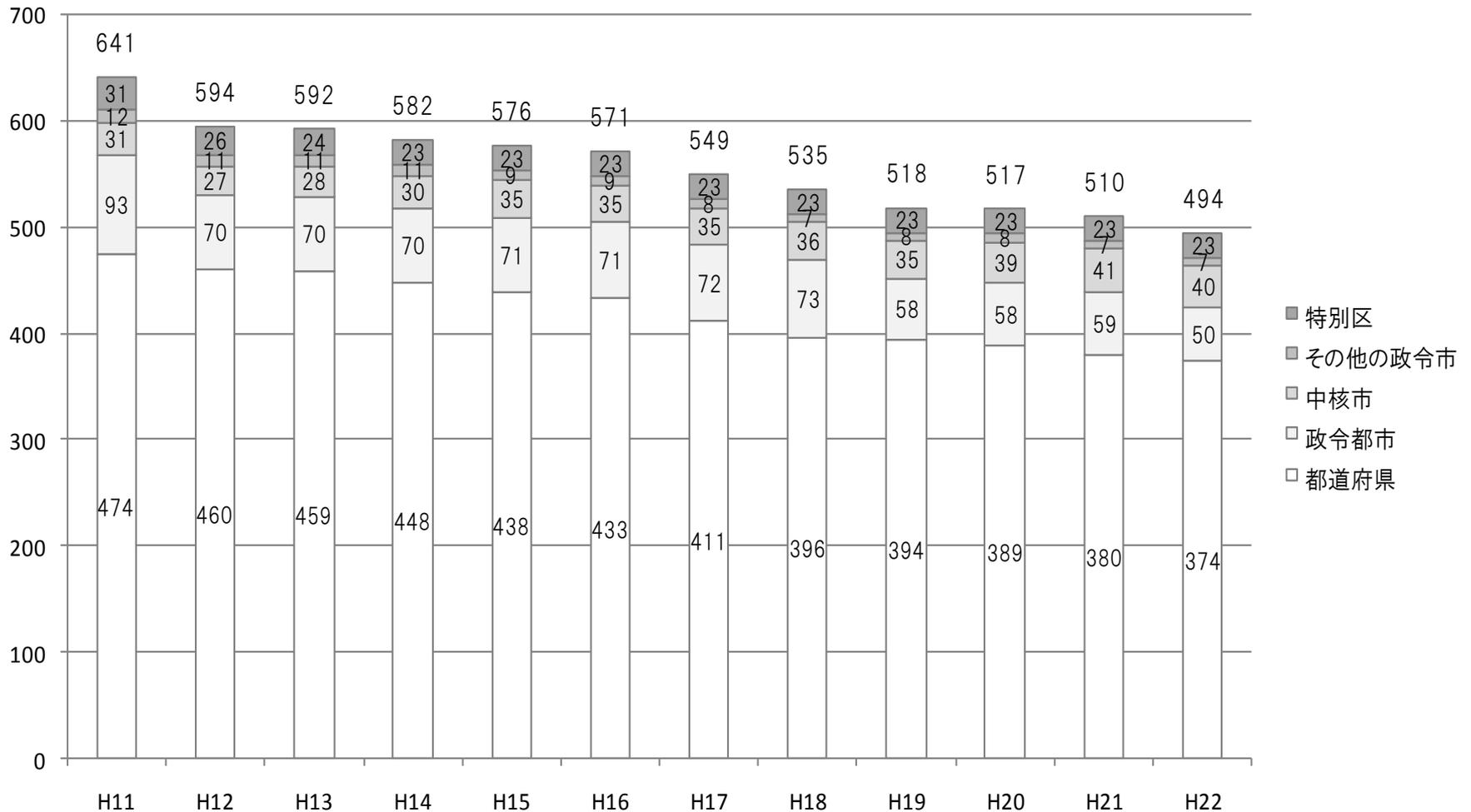


保健所数の推移(1)



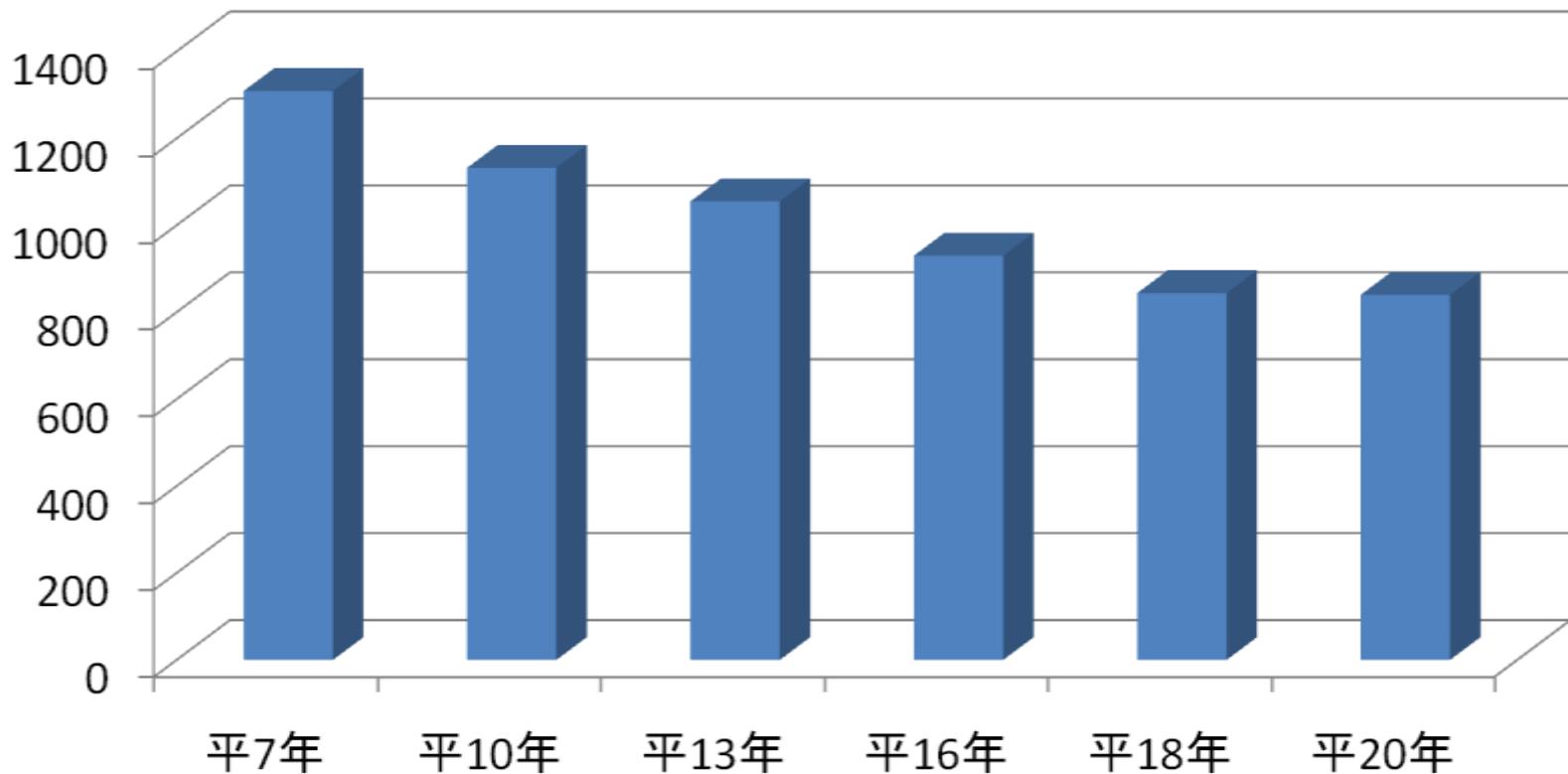
保健所数の推移(2)

(施設数)

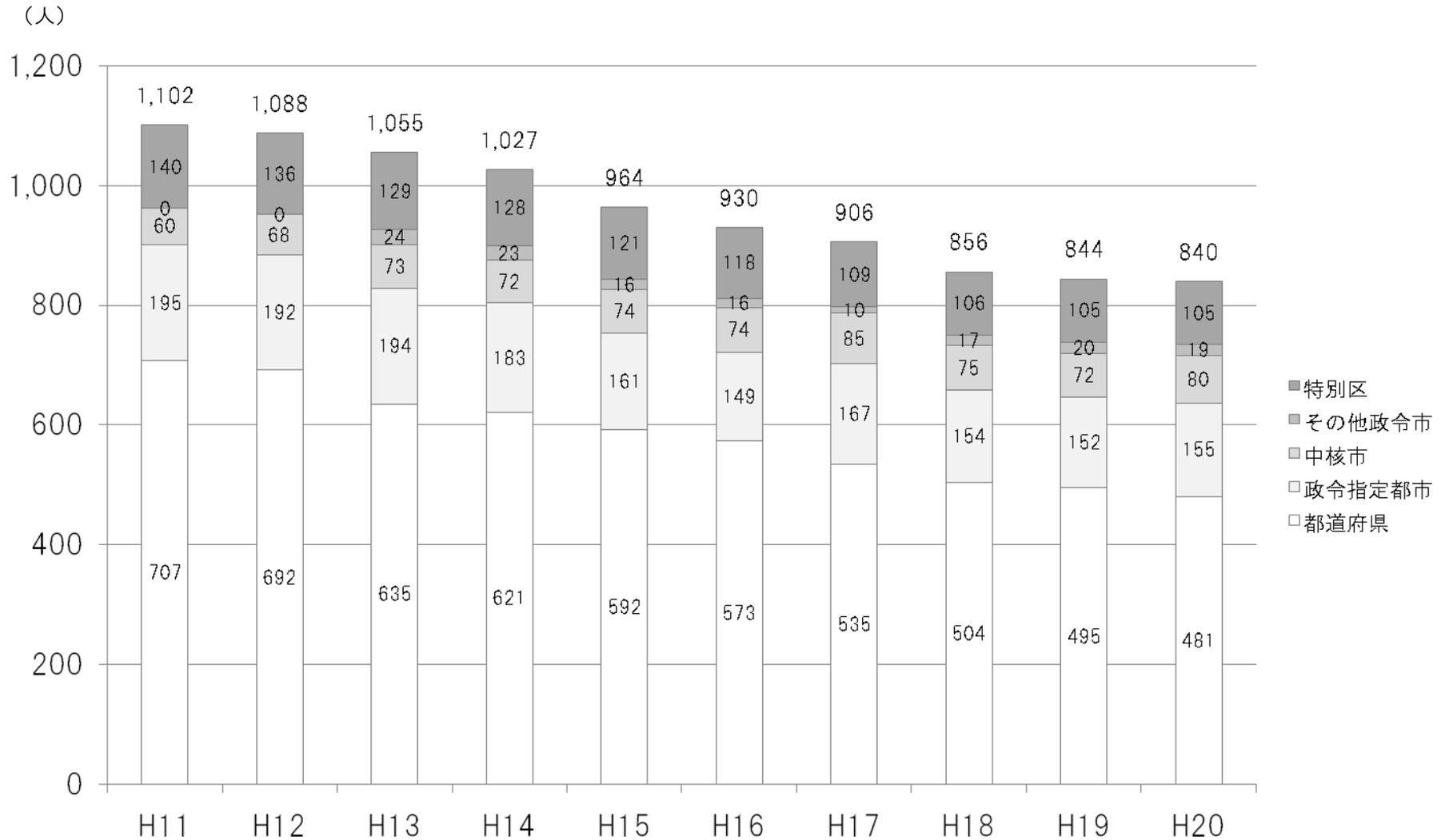




保健所医師数の推移(1)



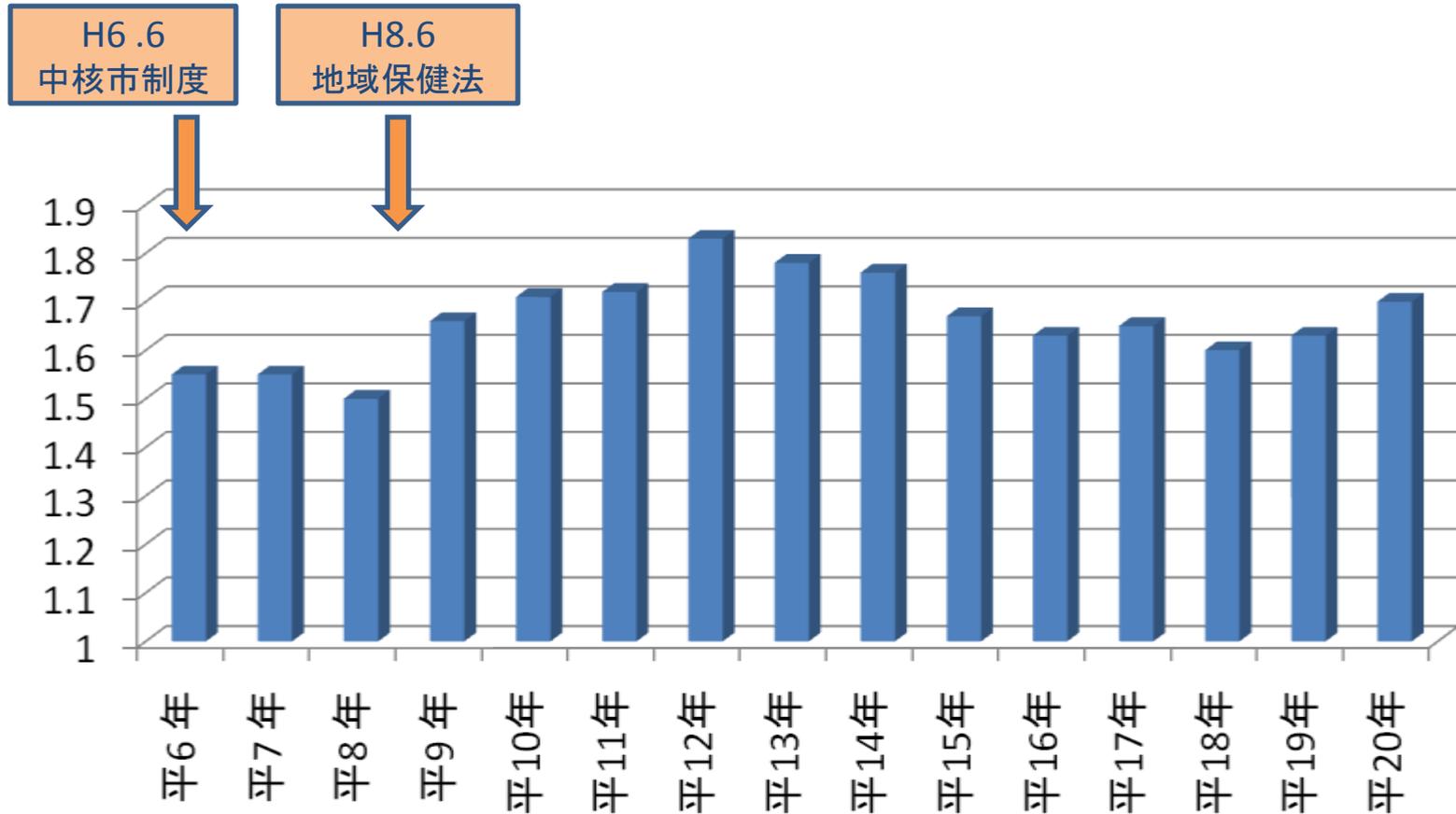
保健所医師数の推移(2)



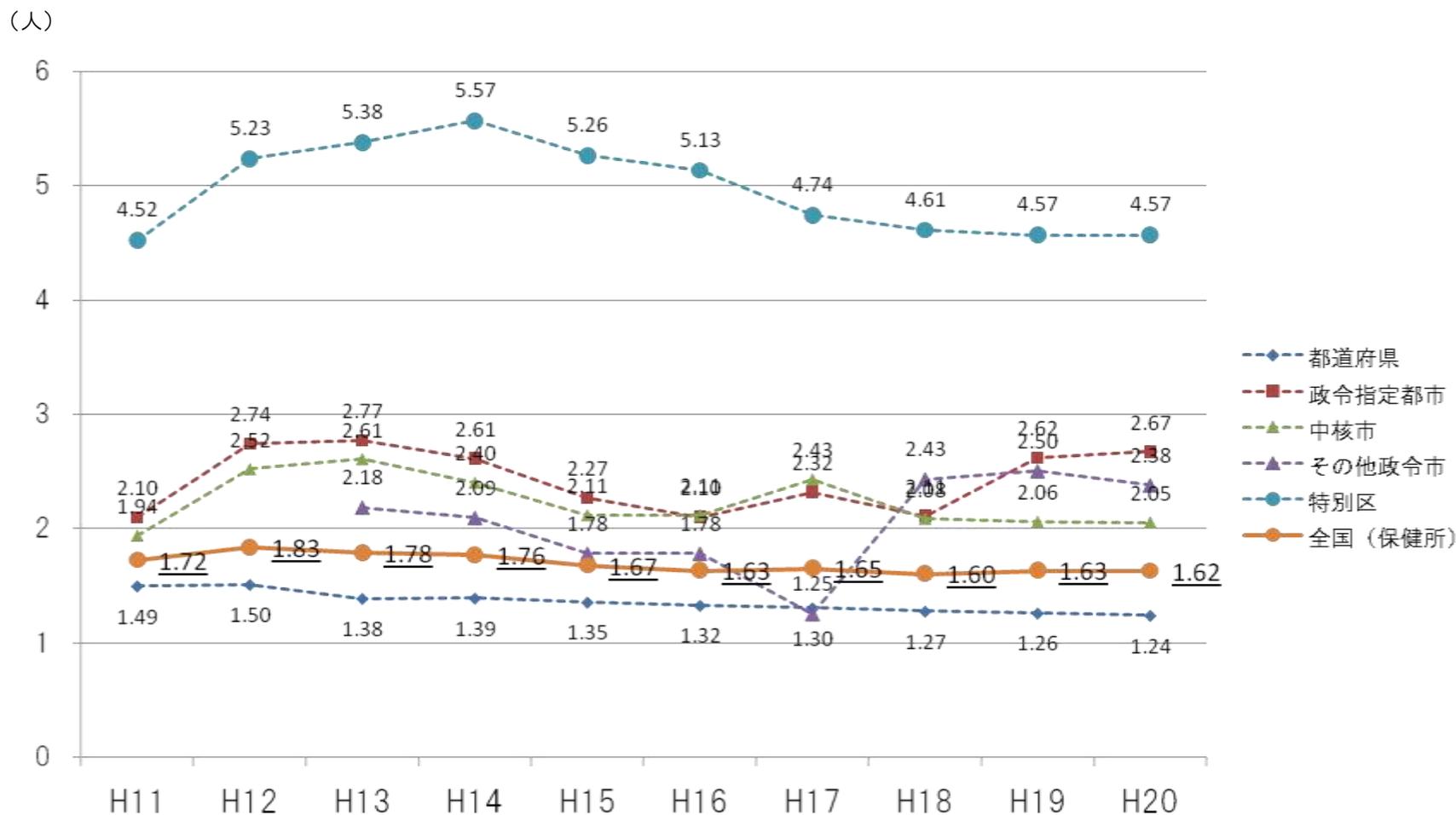
「H11～19 地域保健・老人保健事業報告」、「H20 地域保健・健康増進事業報告」:各年度4月1日現在



1 保健所当たり医師数の推移(1)

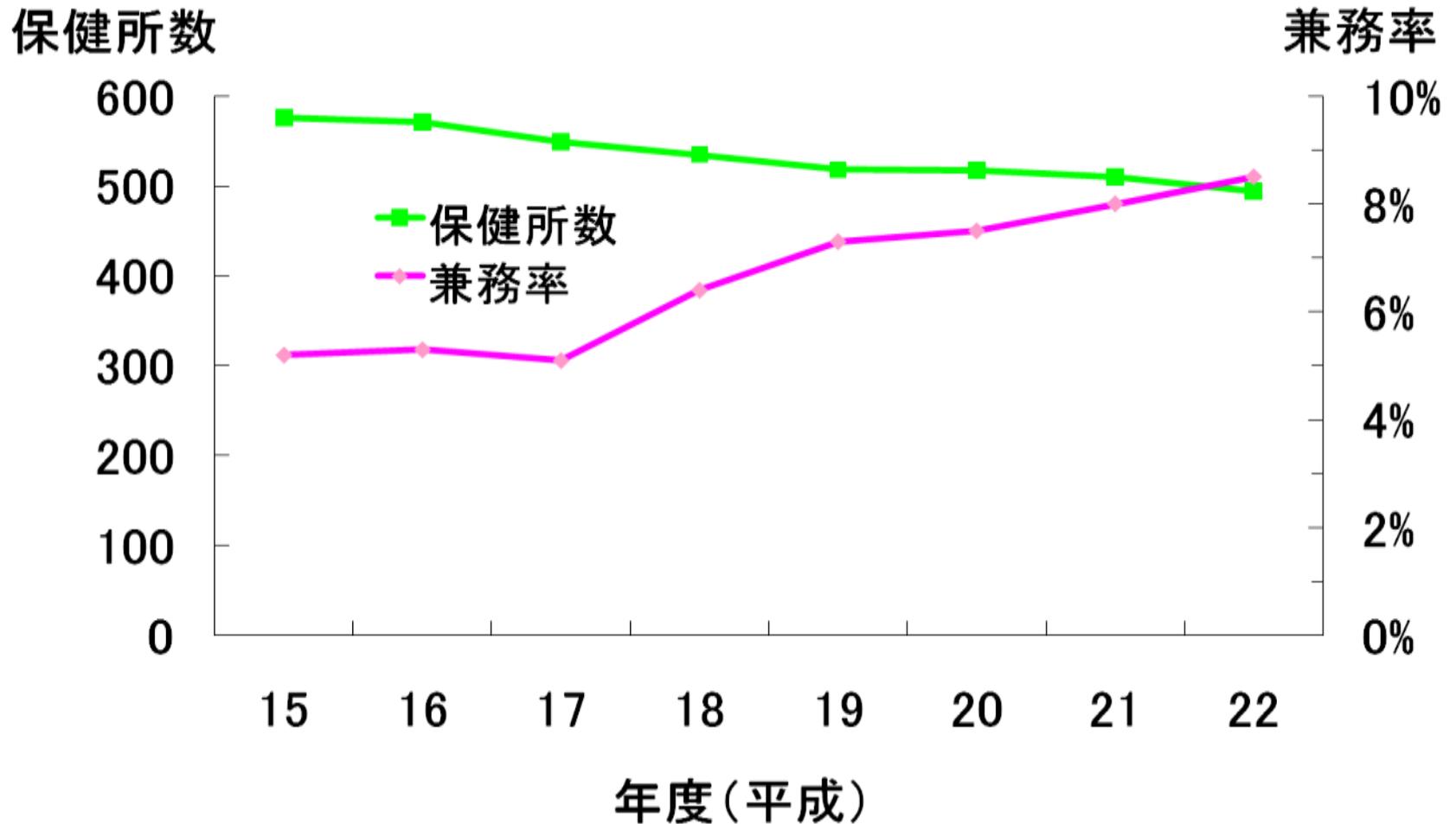


1 保健所あたりの医師数の推移(2) (自治体別)





保健所長の兼務状況



過去5年間の保健所長兼務数

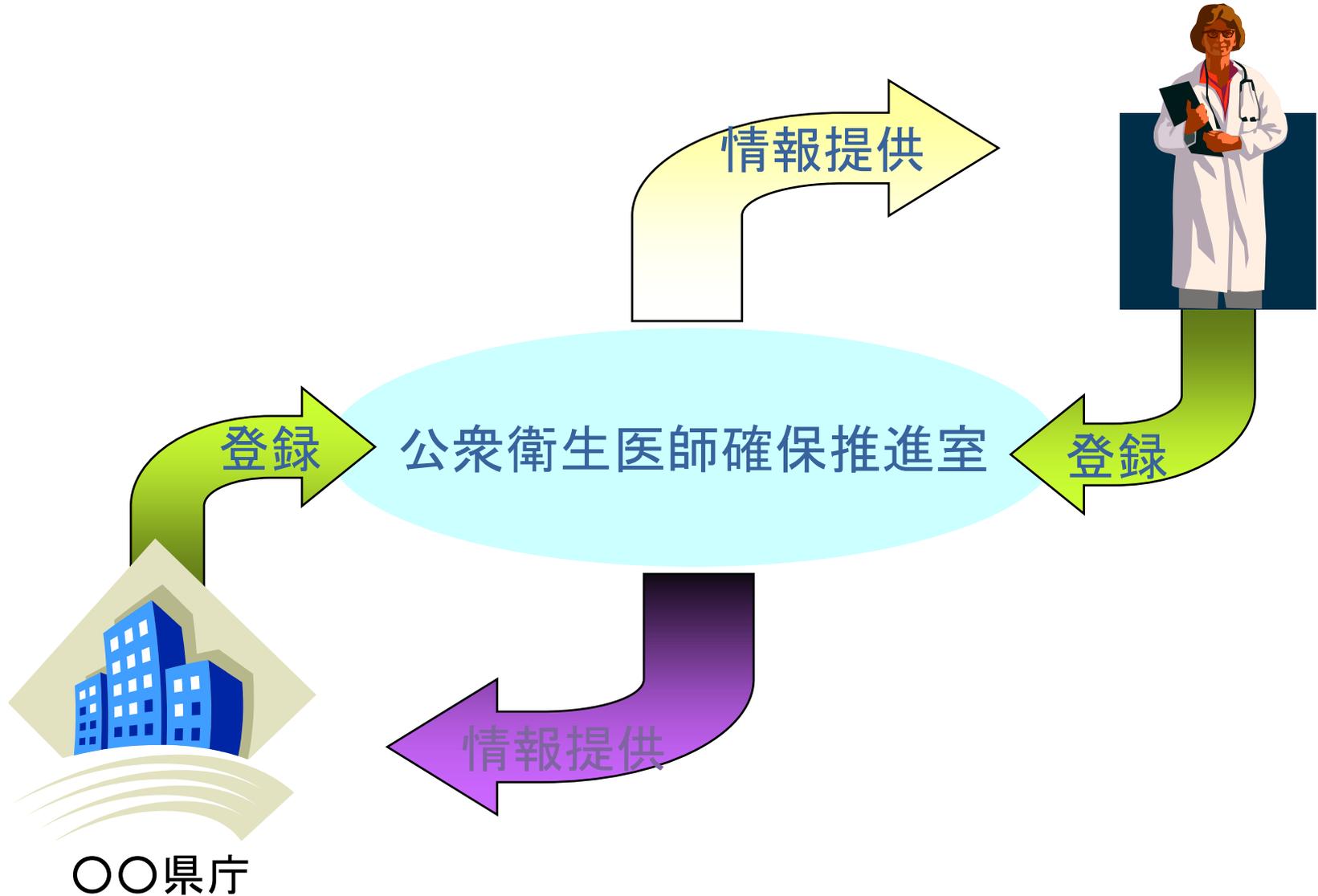
各年度4月1日現在

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
保健所長 兼務数(人)	34	38	39	41	42
保健所数 (箇所)	535	518	517	510	494

3. 現在の取り組み



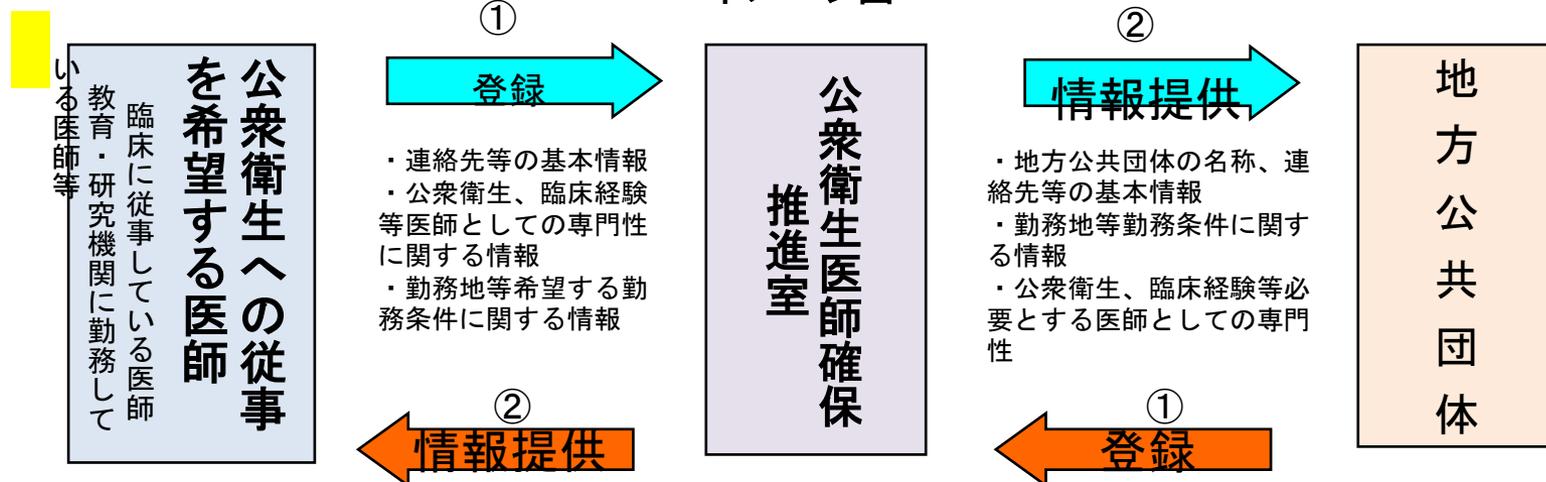
公衆衛生醫師確保推進登録事業



公衆衛生医師確保推進事業について

- ・ 医師と地方公共団体が登録し、双方に情報提供を行います。
- ・ 登録は臨床医の方でも研究等に従事している方でも構いません。
- ・ 登録しておいて、希望にあった勤務条件の地方自治体が見つかるまで仕事をしながら待つことができます。
- ・ 登録している情報は保護されます。

イメージ図



■ 応募資格・試験日程・応募締切・選考方法・募集予定人数・身分・給与・保険・宿舎等：
公衆衛生医師を募集している自治体ごとに、処遇が異なります。詳細は、各自治体に個別にご確認いただくこととなります。

お問合せ先・応募連絡先

厚生労働省 健康局 総務課 公衆衛生医師確保推進室

所在地 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
TEL:03-5253-1111(内線2335)
FAX:03-3503-8563
E-mail : koushuueisei@mhllw.go.jp
URL <http://www.mhllw.go.jp/bunya/kenkou/koushuu-eisei-ishi.html>

アクセスは

- 厚生労働省のホームページ (<http://www.mhllw.go.jp>) の「健康」のページから。
- 各種検索サイトで「公衆衛生医師確保推進登録事業」を入力。

公衆衛生医師確保活動 (医師・医学生向け普及啓発)

地域の健康を守る



公衆衛生医師!!

あなたの医師としての、

知識・経験が広く

社会に活かされます。

ポ
ス
タ
ー
・
ち
ら
し

厚生労働省公衆衛生医師確保推進室では、保健所等において公衆衛生に従事することを希望する医師と、医師を必要とする地方公共団体に情報を提供しています。

ホームページURLは

厚生労働省健康局総務課公衆衛生医師確保推進室
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/koushuu-eisei-ishi.html>

※厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)の「健康」のページからアクセスするか、ホームページの中の完全一致検索で「公衆衛生医師確保推進登録事業」を入力してください。

厚生労働省



保健所の医師が足りません

公衆衛生医師確保推進登録事業

公衆衛生に興味のあるあなた(医師)と
あなたを必要としている自治体をつなぐ事業です。

厚生労働省健康局総務課公衆衛生医師確保推進室
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/koushuu-eisei-ishi.html>
koushuueisei@nhl.w.go.jp

アクセスは

- 厚生労働省のホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)の「健康」のページから。
- 各種検索サイトで「公衆衛生医師確保推進登録事業」を入力。

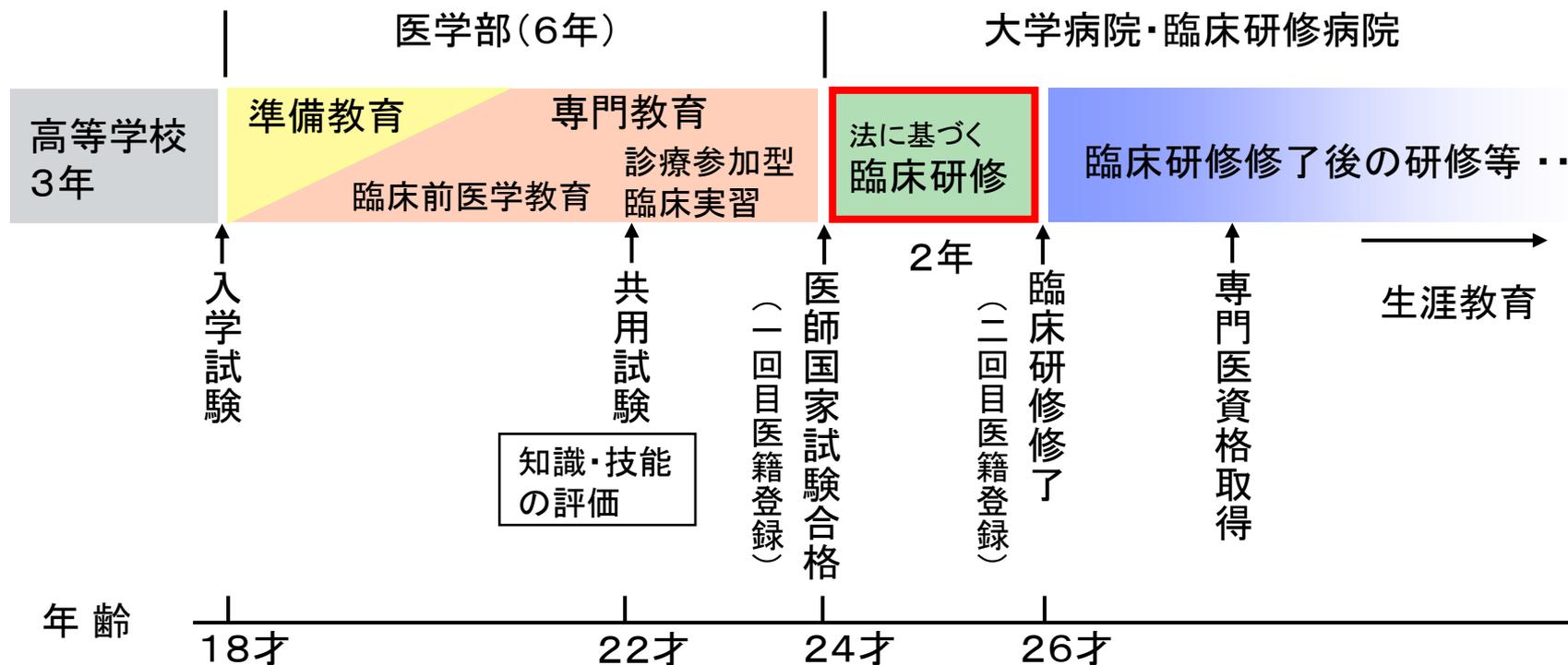
厚生労働省

医師臨床研修制度の概要

1. 医学教育と臨床研修

○ 法に基づく臨床研修(医師法第16条の2)

診療に従事しようとする医師は、2年以上、医学部を置く大学に附属する病院又は厚生労働大臣の指定する病院において、臨床研修を受けなければならない。



2. 臨床研修の基本理念(医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令)
臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応できるよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。
3. 到達目標(地域保健関係[抜粋])

○特定の医療現場の経験

(7) 地域保健

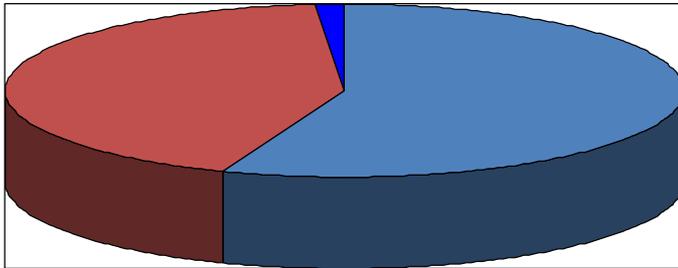
地域保健を必要とする患者とその家族に対して、全人的に対応するために、保健所、介護老人保健施設、社会福祉施設、赤十字社血液センター、各種検診・健診の実施施設等の地域保健の現場において、

- 1) 保健所の役割(地域保健・健康増進への理解を含む。)について理解し、実践する。
- 2) 社会福祉施設等の役割について理解し、実践する。



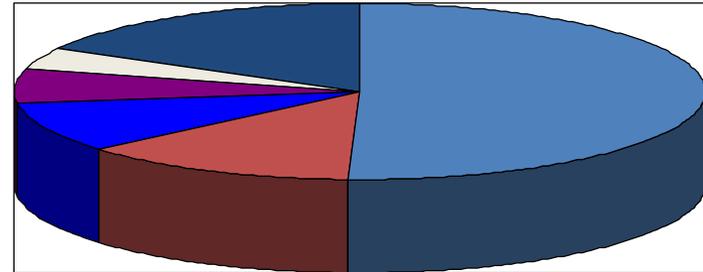
新しく公衆衛生医師へ転職した者①

1. 性別



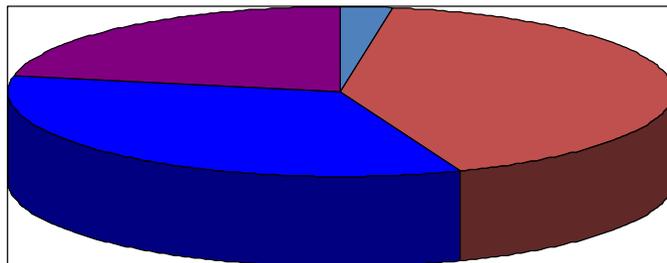
■ 男 ■ 女 ■ 無回答

3. 前職



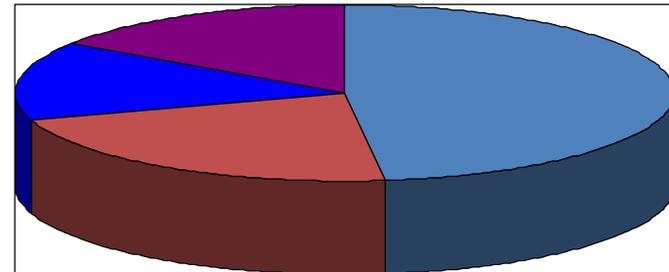
■ 病院勤務 ■ 大学教官 ■ 行政機関
■ 研修医 ■ 学生 ■ その他

2. 年齢



■ 20代 ■ 30代 ■ 40代 ■ 50代

4. 現職

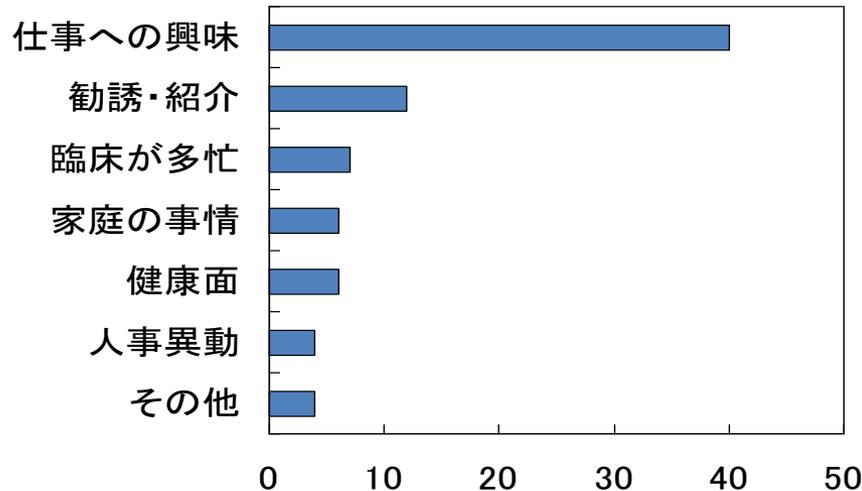


■ 保健所 ■ 保健所長 ■ 本庁 ■ その他

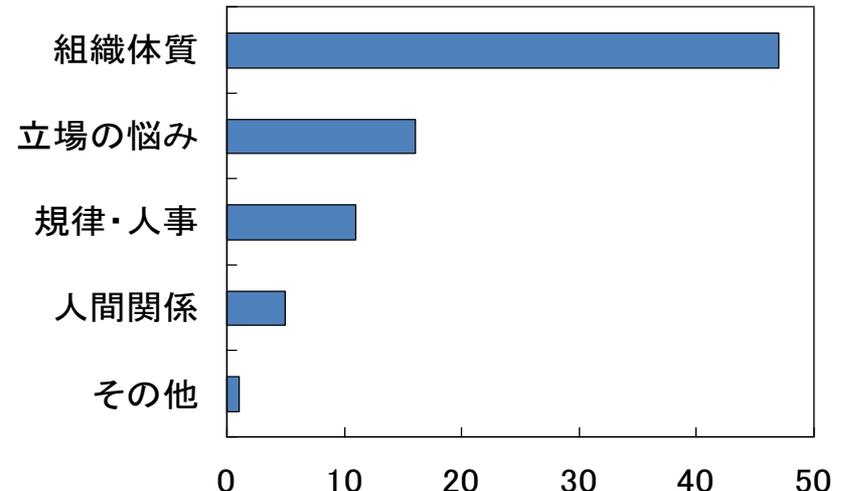


新しく公衆衛生医師へ転職した者②

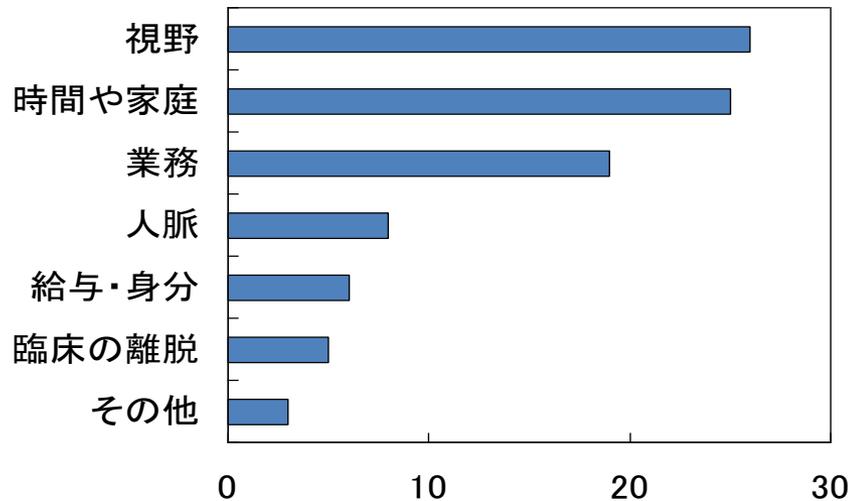
5. 動機



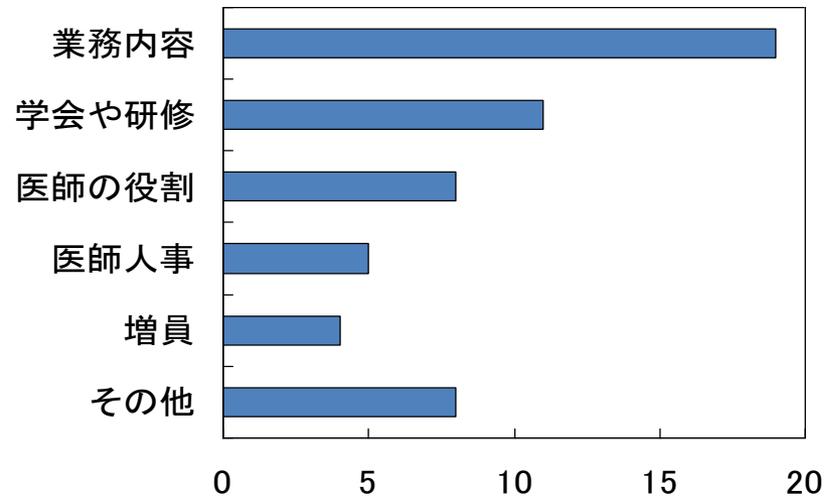
7. 嫌な点



6. 良い点



8. 改善要望



H22年度の医師確保対策実施状況

- (1) 公衆衛生医師確保推進登録事業
- (2) 普及啓発
 - 1) 臨床研修病院説明会
北海道、福岡、中四国、大阪、東京で実施
 - 2) 社会医学サマーセミナー
和歌山で実施
 - 3) 地域保健総合推進事業
地域保健・医療に関するフォーラム（東京）

国立保健医療科学院の 保健所職員を主な対象とした研修(1)

- 長期の研修

- 専門課程「保健福祉行政管理分野」

地域保健法施行令第4条に定める保健所長要件に係る「養成訓練課程」(いわゆる保健所長養成研修)

対象:保健所長就任予定の公衆衛生医師等

期間:分割前期(3か月間)、本科(1年間)

- 専門課程「地域保健福祉分野」

地域保健福祉業務において、指導的立場で実践活動を総合的に推進するために必要な能力を養う

対象者:国や地方公共団体から派遣される保健・医療・福祉分野に従事している職員(保健師、看護師、管理栄養士、福祉職、事務職など)

期間:1年間

国立保健医療科学院の 保健所職員を主な対象とした研修(2)

- 短期の研修

約20研修

例) 健康危機管理研修

公衆衛生看護管理者研修

エイズ対策研修

食品衛生危機管理研修

建築物衛生研修

国立保健医療科学院での医師臨床研修 (専門課程Ⅲ 地域保健臨床研修専攻科)

- 幅広い公衆衛生の知識と技術を身につけた医師を養成する
- 2年目の研修医を対象(毎年5-10名程度)
- 3か月間(10-12月)
- 内容 1) 公衆衛生行政に関する基礎講義・演習等(3週間)
2) 科学院の健康危機管理研等の短期研修(1週間)
3) 保健所実習(2週間)
4) 厚生労働省見学(1週間)
5) 国立感染症研究所における研修(1週間)
6) フィンランド等における生活習慣病対策研修(2週間)
7) WHO西太平洋地域事務局・フィリピン大学での感染症対策研修(2週間)

平成22年度 地方自治体の主な取り組み事例

大阪府の公衆衛生医師確保対策実施状況

1. 案内・広報

- ・大阪府、厚生労働省、全国保健所長会各ホームページへの掲載（府 <http://www.pref.osaka.jp/chikikansen/kousyueiseishi/index.html>）
- ・在阪大学（医学部）、大学同窓会事務局
- ・大阪府医師会、日本医師会女性医師バンクへの広報
- ・募集時期を限定しない随時募集とし、応募機会に配慮
- ・年齢条件を64歳まで大幅に引き上げ条件緩和
- ・合同就職説明会等における広報活動

2. 入庁後の研修・処遇

- ・医療機関での診療等を通じた現任研修の実施
- ・大阪大学大学院修士課程（公衆衛生分野）の履修
- ・初任給調整手当ての見直しによる大幅な給与改善（改善後：初任給は臨床研修修了者で年収700万円程度（22年度））

秋田県の公衆衛生医師確保対策実施状況

- 1 県ホームページ「美の国あきたネット」への掲載
- 2 関係機関等に対する広報、情報収集活動
 - ・ 厚生労働省（公衆衛生医師確保推進登録事業）
 - ・ 全国保健所長会
 - ・ 公衆衛生ネット
 - ・ 秋田大学医学部
 - ・ 秋田大学OB会（東京都）
 - ・ 秋田県医師会（機関誌「秋田医報」掲載）
- 3 秋田県医師確保推進事業との連携による普及啓発
 - ・ 「あきたの地域医療通信」の作成、配布
 - ・ 東京事務所専任職員による広報、情報収集活動

長野県の公衆衛生医師確保対策実施状況

1 公衆衛生医師確保の取組み

- ・医療関係者を通じた知人医師への情報提供
- ・県、厚生労働省、全国保健所長会のホームページでの募集、PR
- ・県ドクターバンクの活用

2 公衆衛生医師の育成

- ・公衆衛生学会を始め、業務に関係する会議、学会や研修には、本人希望を尊重し、可能な限り参加させている。
- ・公衆衛生の経験がない医師については、近隣の保健福祉事務所長がサポートを行う。

長野県の公衆衛生医師確保対策実施状況

3 近年の採用状況

年 度	採用数	採用内訳	退職者数
H18			1
H19	3	臨床1、行政2	1
H20			3
H21	1	短大教員1	
H22	2	臨床2	

4 公衆衛生医師の育成

- ・公衆衛生学会を始め、業務に関係する会議、学会や研修には、本人希望を尊重し、可能な限り参加させている。
- ・公衆衛生の経験がない医師については、近隣の保健福祉事務所長がサポートを行う。